

法律科目試験問題（刑法） 配点 50 点

以下の【事例】における甲、乙の罪責について論ぜよ。（特別法違反は除く。）

【事例】

1. 甲と乙の夫婦は、共同所有するアパートAを経営し、自身もその一室で暮らしていた。Aは、地上3階建ての木造の住宅用アパートであり、築40年を経過し耐火・防火構造は全く備えていなかった。Aは、各階に4部屋を有し、それらは南北に横一列に並んで玄関の前に共用部分の廊下があった。老朽化のため、甲と乙がAの1階の一番南端の部屋で暮らしていることを除けば、賃借人が住んでいるのは、1階北端の1部屋、3階の北から一番目と二番目の2部屋のみであった。甲と乙は、Aを建て替えて賃借人を増やしたかったが、住民のP（1階北端）、Q（3階北端）、R（3階北から二番目）らの反対のために実現できないでいた。
2. 甲と乙は、このままでは暮らしが立ち行かなくなると思い、Aに火をつけて燃やしてしまおうと考えた。Aが燃える際に住民が在宅していると危険なので、乙が、1泊2日の温泉旅行に住民らを誘い出し、甲が、誰もいない深夜に、自宅に火を放ってAを全焼させようと計画した。乙の旅行の誘いについて、QとRは快諾したが、Pは断った。乙が、「Pさんがいるなら、火はつけられないね。」と言ったので、甲は、「Pさんが家を空ける日がないか聞いてくる。」と言った。しかし、甲は、1階に住むPであれば火事が起きても簡単に逃げられるだろうし、もし逃げ遅れたならばそれはP自身が悪い、と考えて、Pの予定を聞かなかった。にもかかわらず、甲は、乙に対して、「10月30日に、Pさんは友人の家に泊まるらしい。」と嘘を述べ、10月30日深夜に火を放つ計画を承諾させた。
3. 10月30日午前、乙は、Aから車で1時間程度の距離にある温泉旅館へ、QとRを連れて行った。乙は、旅館へ向かう途中の会話のなかで、Qが自宅に1000万円のタンス預金を蓄えていることを知った。乙は、そのお金が焼失するのを惜しいと感じ、夜にAに戻って、Aが燃え尽きる前にQの部屋に合鍵で侵入して1000万円を奪おうと考えた。乙は、甲にこのことを知らせるつもりはなかった。
4. 10月30日深夜、乙は、車でAに戻ってきた。乙は、甲がまだ火をつけていないことを確認すると、常時携帯している合鍵を使用してQの部屋に侵入し、現金を探し始めた。甲は、乙が戻ってきてQの部屋にいることを知らず、自室に灯油をまいて火を放った。炎によって、Aは全焼した。なお、Aの周りには住宅が隣接していたがそれらに被害はなく、甲自身も、火勢が近隣住宅に及ぶことは考えていなかった。
5. 火災によって、逃げ遅れたPは死亡した。Qの部屋で現金を探していた乙は、逃げ出すことができたものの、煙を吸い込んだことによる全治1カ月の傷害を負った。なお、乙は、Qの部屋で何も得ることができなかった。